

ポイントを貯めて元気にお得に

こっしほちほち元気ポイント

問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター班 ☎(248) 1126

こっしほちほち元気ポイントとは

年齢を重ねても生き生きと元気に過ごし、健康になつてもらふことを目的に平成29年12月からスタートしました。

趣味活動などで集まっている団体をこっしほちほち元気団体として登録すると、1日の活動で1ポイント貯まります。こっしよかとことこウオーキングカードとも併用でき、貯まったポイントはクラッシュノマルシェでの買い物に利用できます。



▲元気に活動するクラブみよしの皆さん



▲ぼちぼち元気スタンプカード

第2期 表彰者 平成30年4月～平成31年3月実施分

個人の部 (期間内の取得ポイント)

- 優勝 森下 孝行さん (132ポイント)
- 準優勝 横山 哲義さん (130ポイント)
- 3位 信岡 八重子さん (124ポイント)

団体の部

参加率部門・活動数部門・総合部門 優勝
クラブみよし(グラウンドゴルフ)
※新規登録者部門は該当団体がありませんでした。

新規団体募集中です。登録方法など、詳しくはお尋ねください。

誰かのために 何か始めたい人へ

元気応援サポーター(有償ボランティア)養成講座

問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター班 ☎(248) 1126

掃除や洗濯、買い物などの日常生活の支援を必要とする高齢者の自宅へ訪問し支援を行なう、元気応援サポーターの養成講座を開催します。講座受講後、サポーターとして活動するには、市シルバー人材センターもしくは市社会福祉協議会への登録が必要です。

▼ところ ユーパレス弁天 2階
▼受講料 無料
▼持ってくるもの 室内履き、タオル、筆記用具、飲み物
▼申込期限 7月5日(金)
▼申し込み先 ユーパレス弁天トレーニング室 担当 鬼京 ☎(348) 2626

養成講座

▼とき・内容 左表のとおり

| とき | 内容 |
|----------|----------------------|
| 7月12日(金) | 開講式・元気応援サポーターの役割 |
| 7月26日(金) | 合志市の介護予防、高齢化の現状 |
| 8月9日(金) | 認知症、ロコモティブシンドロームについて |
| 8月23日(金) | 管理栄養士による高齢者の低栄養について |
| 9月13日(金) | 対人マナー、緊急時の対応について |
| 9月27日(金) | 歯科衛生士による口腔講話、認定式 |

※いずれも午後1時30分～3時。

受講後の登録先

受講後の登録先は次のいずれから選べます。
※市シルバー人材センターに登録する場合、年会費が必要です。

| | 市シルバー人材センター | 市社会福祉協議会 |
|-----------|-------------|----------|
| 対象年齢 | 65歳以上 | どなたでも |
| 活動時間 | 1回につき45分 | |
| 報酬(1回につき) | 1,000円 | 750円+交通費 |

6月30日まで

児童手当・特例給付現況届を提出してください

問い合わせ先 子育て支援課 子ども家庭班 ☎(248) 1162

児童手当を受給している人へ

現況届の用紙を郵送しますので、6月中に必ず提出してください。提出がない場合、資格があつても手当を受けられませんので、ご注意ください。

- ▼提出書類
 - ・現況届(黄色の用紙)
 - ・受給者の健康保険証の写し
- ▼提出方法
 - 同封の返信用封筒で返送

児童手当とは

▼受給対象 中学校修了までの児童を養育している人(父母ともに収入がある場合は、健康保険や税の扶養をしていて、生計をみている比重が重い人)に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの手当については前々年)の所得が一定以上の場合には、児童手当額は減額されます。(特例給付)

▼受給手続き 児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、市(公務員は勤務先)の認定を受けることで、申請した翌月分から支給されます。

▼支払い時期 原則として、毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月

所得制限限度額 (単位:万円)

| 税の扶養親族などの数 | 所得額 | 収入額 |
|------------|-----|--------|
| 0人 | 622 | 833.3 |
| 1人 | 660 | 875.6 |
| 2人 | 698 | 917.8 |
| 3人 | 736 | 960.0 |
| 4人 | 774 | 1002.1 |
| 5人 | 812 | 1042.1 |

児童手当支給月額

| | |
|----------------|-----------------------------|
| 3歳未満(3歳の誕生日まで) | 一律 15,000円 |
| 3歳以上 小学校修了まで | 第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円 |
| 中学生 | 一律 10,000円 |
| 所得制限者 | 児童1人につき5,000円 |

分まで支給されます。
▼所得制限限度額 所得制限限度額は、前年(1月から5月までの手当については前々年)の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくはお問い合わせください。(公務員の人は勤務先へ) 具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

平成30年度

情報公開条例・個人情報保護条例の運用状況

問い合わせ先 総務課 総務・男女共同参画班 ☎(248) 1112

市情報公開条例と市個人情報保護条例の規定に基づき、平成30年4月から平成31年3月までに受け付けた公文書の開示請求件数などをお知らせします。開示対象は旧2町の条例施行日以降に作成または取得した保存年限内の公文書です。

なお、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会への開

示請求はありませんでした。また、農業委員会、議会については、個人情報保護条例による開示請求はありませんでした。



情報公開条例による公文書の開示請求 (単位:件)

| 実施機関の名称 | 開示請求 | 開示 | | | 不服申立 |
|---------|------|----|------|-----|------|
| | | 開示 | 部分開示 | 非開示 | |
| 市長 | 8 | 1 | 2 | 5 | 1 |
| 教育委員会 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| 農業委員会 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 議会 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 合計 | 14 | 3 | 4 | 7 | 1 |

個人情報保護条例による公文書の開示請求 (単位:件)

| 実施機関の名称 | 開示請求 | 開示 | | | 不服申立 |
|---------|------|----|------|-----|------|
| | | 開示 | 部分開示 | 非開示 | |
| 市長 | 6 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| 教育委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 6 | 3 | 2 | 1 | 0 |

※部分開示とは、個人に関する情報などの非開示情報部分を除いて公文書の一部を開示するものです。